第10期　天草市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定作業スケジュール

▼制度改正・関連の動き等

項　目	～R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
国（策定支援）				各種調査に関する留意点等提示								全国課長会議				全国課長会議（基本指針案・ガイドライン等の提示）					保険料見込等報告	全国担当課長会議		基本指針告示 介護報酬改定 見える化システムリリース
県（策定支援）	・ブロック会議 ・地域分析研修会												県下課長会議 ↓ 全課長会議 資料配布 （計画に関する基本的考え方を提示）			将来推計人口の配付		・県ヒアリング 県基本方針に基づく重点記載事項のヒアリング及び助言等 サービス見込み量、保険料の設定に関する助言		・県との調整 保険料、サービス見込み量報告 （市→県→国） 市へフィードバック、調整等	○県への意見照会			○介護報酬改定等説明会

●県より　計画策定支援研修会　医療計画関連情報の提供・協議の場

▼計画策定作業のスケジュール

項　目	～R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
全体スケジュール （各種会議・議会）		○公募型プロポーザル手続き開始の公示 ・▼審議会 ・令和6年度の状況報告等 ・調査の実施報告		○技術提案書の特定（ヒアリング）	○計画策定支援業務委託契約			・▼審議会 ・計画の諮問 ・日常生活圏域の設定							・▼審議会 ・令和7年度の状況報告 ・調査結果共有 ・計画概要及び骨子説明			▼審議会（素案の内容審議）	▼次年度当初予算要求（素案段階での積算） ・サービス見込み量の仮設定 ・パブリックコメント広報依頼(12/1号)	▼市議会全員協議会（計画案の説明） ▼審議会（計画案の検討）	パブリックコメント実施（30日以上）	○議案（件名票）提出 ▼計画案の修正 ▼審議会（計画案の承認） ▼市長へ計画の答申）	○議案として確定 ○計画案の確定	議会 ・計画の報告 ・関係条例の議決 ・R9当初予算の議決 ▼冊子の発注・HP公開
作業スケジュール （素案・計画案作成）	【計画策定準備】 ・策定作業の手順整理 ・全体スケジュール作成				【在宅介護実態調査】 ●準備（国の説明会後・8月ごろ） ・調査項目決定、調査員への説明 ●実施（9月から） ・12月末までに600件を目途に認定調査時に実施 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】 ●準備（国の説明会後・8月ごろ） ・広報9月号（ニーズ調査について） ・調査項目の策定 ・母集団リスト、対象者の抽出（5,000人） ●調査実施（9月末から） ・調査票の発送（9月末） ・調査票の回収 ・11月末：調査未回答者に回答のお願いを送付 【事業所実態調査】 ●準備（9～10月） ・調査項目の策定 ・オンライン調査フォーム作成（委託事業者） ●実施（11月） ・市内全事業所（約250事業所）にメールで送付 ・12月に未提出事業所へ再度回答依頼			【調査結果まとめ】 ●入力 ・委託事業者が、結果の入力 ●分析 ・集計データを使用し、現状分析や課題抽出 ●報告 ・調査結果報告書作成 ・在宅介護調査～3/31 ・ニーズ調査～3/31 ・事業所調査～3/31 健康福祉政策課、健康増進課、福祉課、高齢者支援課による計画策定推進体制構築 ⇒			★国の指針、調査結果、地域分析等を基に 【計画策定準備】 ●取り組み検討 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの検討 ・現状及び課題に対する対応、 取組みの検討 ●計画骨子 ・計画骨子の検討 ●推計 ・人口、認定者の推計		【素案の作成】 ・調査や各種データから高齢者を取り巻く状況の資料作成 ・審議会等からの意見、国からの各種指針等、県との協議内容、ロジックモデル等から計画体系の検討 ・施策の検討 【サービス見込み量、保険料の設定】 ●サービス見込み量 ・人口及び認定者の推計等に基づきサービス見込み量の推計。 ・サービス見込み量に基づき介護給付費を算定 ●保険料 ・介護給付費及び人口推計から介護保険料を算定		【素案の完成】	【計画案の作成】 ・審議会等からの意見 ・国からの各種指針等の情報 ・県との協議 を踏まえ素案の内容を修正 ・地域密着型等サービス整備方針の詳細調整を行う。		【計画案の完成】	パブリックコメント実施	【計画案修正】 ・介護報酬改定に伴う再計算 ・パブリックコメントの反映検討	計画案の修正・確定 議案の作成 【計画案の確定】	【計画策定】
	【地域分析】 ・見える化システム、保険者シート等を活用し、本市の現状分析、課題抽出を行う。														【ロジックモデル】 ・地域分析、各種調査を基に目指すべき姿を検討						【関係条例の改正案作成】 法改正・計画の内容によって関係条例の制定が必要となる。			

▼地域包括支援センター関係スケジュール

項　目	～R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
地域包括支援センターの運営について								審議会（上半期事業報告）			・市の自己評価				（次期委託方針の確定） ・運営方針	事業計画の修正	○議案確定 （次期委託料の確定）	9月議会 ・基準条例制定 ・委託料予算 （債務負担）		▼審議会 ・行政評価			・市の自己評価 ・運営方針の策定	○委託契約締結 ・事業計画の完成